

施設等利用給付認定申請書

鯖江市長 殿

同意事項	
1	子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2	申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用給付費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3	子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用給付費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4	新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5	申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6	認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

上記の同意事項に同意の上、子ども・子育て支援法第30条の5第1項に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

申請者 (保護者氏名)		自宅 ☎	
現住所	父	携帯	父
	母 <input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 別居 ()		母

1 申請内容

フリガナ	生年月日	年齢	性別	利用施設名
子ども氏名 (第 子)	H・R 年 月 日	満 才 R6.4.1 現在	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
申 区 請 分	<input type="checkbox"/> 1号	保育を必要とする事由(保護者の就労等)に該当せず、かつ、子どもが施設利用開始日時点で満3歳以上である。		
	<input type="checkbox"/> 2号	保育を必要とする事由(保護者の就労等)に該当し、かつ、子どもが施設利用開始日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している。		
	<input type="checkbox"/> 3号	非課税世帯および保育を必要とする事由(保護者の就労等)に該当し、かつ、子どもが施設利用開始日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない。		
	住 所	〔父〕 <input type="checkbox"/> 鯖江市 <input type="checkbox"/> 市外 () R6. 1. 1時点 〔母〕 <input type="checkbox"/> 鯖江市 <input type="checkbox"/> 市外 () <input type="checkbox"/> 同上 ()		

2 家族状況 (申請子どもおよび祖父母以外の同居者全員を記入してください。不足する場合には、本様式を2枚使用してください。)

氏 名	続柄	生年月日	年齢 (R6.4.1 現在)	勤務先名 (子の場合は、学校等施設名)	事由 右欄番号 選択	保育必要事由 (2・3号申請のみ) 1 常勤 2 パートタイム 3 自営 4 内職 5 農業 6 妊娠出産 7 疾病・障がい 8 介護・看護 9 災害復旧 10 求職活動 11 就学等 12 その他
		S・H 年 月 日		(就労時間 時間/月)		
		S・H 年 月 日		(就労時間 時間/月)		
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				

3 祖父母の状況について

	氏 名	生年月日	年齢	同居・別居の状況(別居の場合の住所)	勤務先名等
父 方	祖父	. .		同・別 ()	
	祖母	. .		同・別 ()	
母 方	祖父	. .		同・別 ()	
	祖母	. .		同・別 ()	

保育の必要性の基準

保育の必要性の基準を満たすとは、保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由に該当することをいいます。

- (1) 1月において、月を単位に64時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるかまたは出産後間がないこと（原則出産後8週間を限度とする。）。
- (3) 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護または看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること（原則2月を限度とする。）。
- (7) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 法定の専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - イ 法定の職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (8) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 児童虐待を行っているまたは再び行われるおそれがあると認められること。
 - イ 配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
- (9) 前各号に掲げる事由に類すると市長が認める状態にあること。

（鯖江市保育の必要性の認定に関する条例より）